

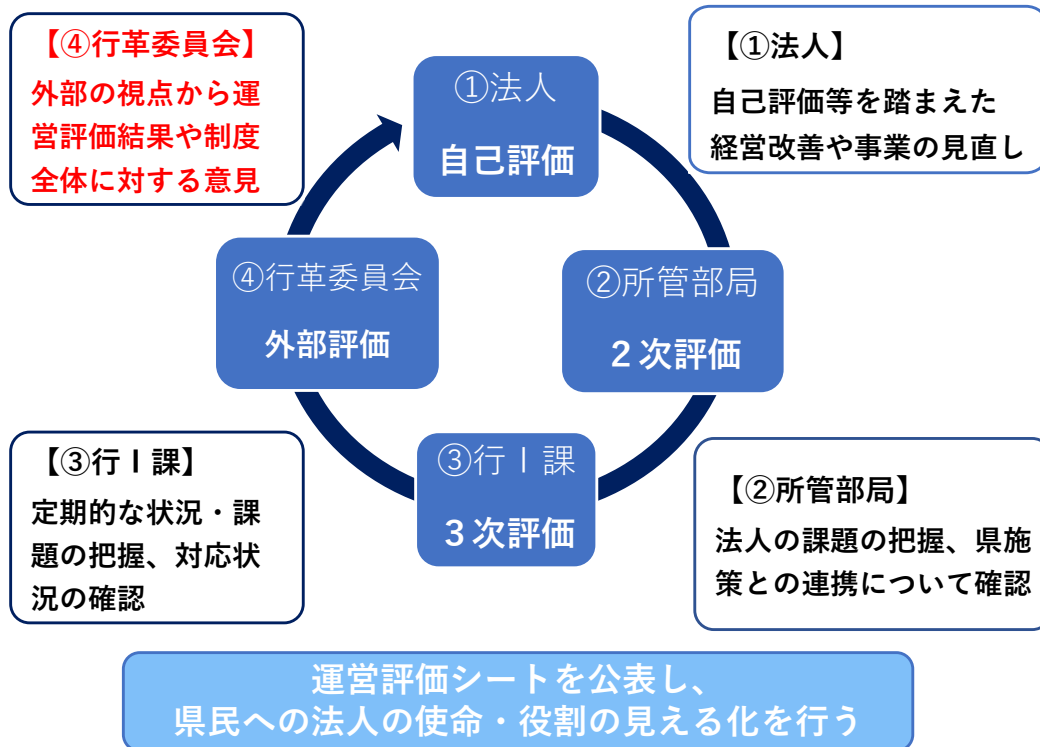
出資法人等運営評価制度について

R6. 12. 25 行政改革 | ICT 推進課

1 制度の概要

出資法人等運営評価制度は、「特定出資法人等の自律的運営に向けた基本方針」に基づき、法人のガバナンスの強化、県と法人のパートナーシップ向上のための仕組みとして、**令和5年度から導入した取組**です。

この制度は、**法人が、自ら担う役割を踏まえた経営目標を設定し、PDCAサイクルによる評価と改善に取り組む**ことで、法人と県施策との連携・協働を推進するとともに、県民への法人の使命・役割の見える化を行い、県民サービスの向上につなげることを目的としています。



(参考) [01-1-1 栃木県の出資法人等への関与等に関する指針](#)
[01-2 特定出資法人等の自律的運営に向けた基本方針](#)

2 評価対象

出資法人等のうち、特に県政運営との関係が深く、人的・財政的な面での自立を図るため、自律的かつ適正な運営を促進する必要があるとして指定された**「特定出資法人等」(R6現在24法人)**を対象とします。

3 評価の方法

毎年度、**「運営評価シート(※)」**を各法人において作成し、それに基づく法人の自己評価(1次評価)、所管部局による評価(2次評価)、県統括部門(経営管理部行政改革ICT推進課)による総合評価(3次評価)を行います。

統括部門でとりまとめた内容は**行政改革推進委員会に報告するとともに、外部評価として、同委員会から制度全体に関する運用、法人の評価に関する意見をいただく**こととしています。

※運営評価シート

法人の経営状況を捉えるための指標や、事業実績・県その他主体との連携等について毎年度の状況をまとめるもの。

【評価の流れ】

